

価格表示ガイドライン以外の考え方等

○ 消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項（平成14年6月5日公正取引委員会）（抜粋）

改正 平成15年8月29日公正取引委員会

はじめに（略）

第1・第2（略）

第3 インターネット接続サービスの取引における表示

1 景品表示法上の問題点

DSL、ケーブルインターネット等のブロードバンド通信を可能とするインターネット接続サービスにおいて、商品選択上の重要な情報は通信速度、サービス提供開始時期、サービス料金等であり、これらについての情報が消費者に適切に提供される必要がある。

このような通信速度、サービス提供開始時期、サービス料金等について、実際のもの又は競争事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認される場合には、景品表示法上の不当表示として問題となる。

2 問題となる事例

(1)・(2) 略

(3) サービス料金についての表示

- 実際にはA社が提供するサービスよりも通信速度が遅いにもかかわらず、「A社と比較して断然安い」と、A社と同等のサービスを格安で提供するかのように表示すること。
- 実際にはA社も自社と同等に「3か月無料キャンペーン」を行っているにもかかわらず、1年分の料金比較を行うに際し、A社については1か月分の料金の12倍を表示しながら、自社についてのみ無料キャンペーンを適用して9か月分の料金を表示し、対比すること。
- サービス料金の比較表示に際し、料金が自社よりも割安な事業者を除外し、自社よりも割高な事業者のみを選択し、当該事業者の名称を明示することなく比較表示を行う又は他社よりも割高となっている初期費用を比較対象から除外して月額料金のみを選択して比較表示を行うことにより、他社よりも安くサービスを提供するかのように表示すること。
- 実際には値下げ前の価格と比較して特に安くなっていないにもかかわらず、「大幅値下げ」と表示すること。
- ADSL回線を利用したインターネット接続サービスにおいて、実際にはADSL回線利用料金が別途必要であるにもかかわらず、プロバイダー利用料金のみを強調して表示すること。

○ 期間限定キャンペーン中に適用される価格の比較対照価格について、過去の適用実績の全くない価格又は短期間しか適用した実績のない価格を、「通常価格」等相当期間にわたって適用されていた価格であるとの印象を与えるような名称を付して比較対照価格に用いることや、キャンペーン期間終了後に実際に適用する予定がないにもかかわらず、キャンペーン期間終了後の販売価格として比較対照価格に用いること。

(4) (略)

3 表示上の留意事項

(通信速度についての表示)

(略)

(サービス提供開始時期についての表示)

(略)

(サービス料金についての表示)

○ サービス料金の比較表示に当たっては、社会通念上同時期・同等の接続サービスとして認識されているものと比較して行うとともに、比較対象事業者や比較対象とする料金の選択については、客観的かつ適正な比較となるようにする必要がある。また、特定の競争事業者のサービス料金と比較する場合には、当該競争事業者の名称を明示する必要がある。

○ 「大幅値下げ」、「最低価格」、「初期費用無料」等、サービス料金の安さを強調する表示を行う場合には、安さの程度について具体的に表示するとともに、対象となる料金の範囲、期間、別途要する費用等を明瞭に表示する必要がある。

○ 当該サービスを利用するに当たって支払わなければならないすべてのサービス料金について、正確かつ明瞭に表示する必要がある。

○ 期間限定キャンペーン中に適用される価格の比較対照価格については、過去の販売価格であれば、最近相当期間にわたって実際に適用されていた価格である必要があり、また、将来の販売価格であれば、キャンペーン終了後に実際に適用する予定であるなど、十分な根拠のある価格である必要がある。

(その他の取引条件についての表示)

(略)

○ 「おとり広告に関する表示」等の運用基準（平成5年4月28日事務局長通達第6号）（抜粋）

変更 平成12年6月30日事務総長通達第8号

平成28年4月1日消費者庁長官決定

第1 （略）

第2 「おとり広告に関する表示」の運用基準

1-(1) 告示第1号の「取引を行うための準備がなされていない場合」について

広告商品等について「取引を行うための準備がなされていない場合」に当たる場合を例示すると以下のとおりである。このような場合において、それが当該事業者の責に帰すべき事由以外によるものと認められ、かつ、広告商品等の取引を申し込んだ顧客に対して、広告、ビラ等において申し出た取引条件で取引する旨を告知するとともに希望する顧客に対しては遅滞なく取引に応じているときには、不当表示に当たらないものとして取り扱う。

①～⑤ （略）

1-(2)～4-(2) （略）

第3 （略）